

## 障がい者を雇用している企業への入札制度上の優遇措置の実施について

企業の社会貢献活動を評価することは、その活動の促進と本市事業の推進につながることから、本市では、入札制度においても、これらの活動を評価する手法について検討しています。

そこで、企業の社会貢献活動に対する評価の一つとして、障がい者を一定の割合以上雇用している企業（札幌市競争入札参加資格者）については、入札制度における新たな優遇措置を平成17年度から実施することとしました。

### 1 優遇措置の目的

障がい者を一定の割合以上雇用する企業を評価することで、障がい者雇用の促進を図ることを目的とします。

### 2 優遇措置の内容

#### (1) 工事の登録企業への優遇措置

##### 対象企業

従業員数56人以上の企業については、『障害者の雇用の促進等に関する法律』により、1.8%以上の障がい者を雇用しなければならないとされているので、この割合を達成している企業とします。

なお、障がい者の雇用率1.8%以上の達成義務がない、従業員数56人未満の企業についても、1人でも障がい者の雇用があれば同様の優遇措置を実施します。

##### 優遇措置の内容

対象となる企業に対し、等級認定要素（下記参照）である「評定点（本市の政策として独自に加減する点数）」に加点します。

##### 優遇措置の効果

評定点を加点することで、より大きな契約金額の工事への参加が可能となります。

#### 工事における等級認定要素

札幌市では、国が定める「客観的評定点」（全国一律の法定評価、建設業法に基づく年間平均完成工事高や自己資本額、経営状況、従事職員数などの評点を合計したもの）と札幌市独自の「主観的評定点」（札幌市内に本社や主たる営業所のある企業などに対して付与されるもの）を合計した点数に基づき、土木・下水道・舗装・造園・建築・電気・管の7工種の登録企業をA、B、Cといった等級に区分しています。その他に等級のない工種としては「鉄骨・橋梁」、「機械設備」、「塗装」などがあります。

(2) 工事以外（物品・役務等）の登録企業への優遇措置

物品・役務などの登録企業については、業種が多岐にわたっており、今後、各企業における障がい者の雇用状況を把握し、その状況を勘案したうえで、障がい者の雇用促進につながるような優遇措置の実施に向けた検討を進めます。

3 優遇措置を受けるための手続き

「札幌市競争入札参加資格者（17・18年度分）」登録申請書の障がい者の雇用人数欄に記載のうえ申請してもらう。

なお、9月下旬には、「札幌市競争入札参加資格者（17・18年度分）」の登録における手続きなどについてお知らせする予定です。

（参考）：「札幌市競争入札参加資格者」の登録申請受け付け時期

- ・物品、役務（設計等を含む） 平成16年11月予定（現在の登録者数 約5,000者）
  - ・工事 平成17年1月予定（現在の登録者数 約3,000者）
- （「札幌市競争入札参加資格者」は、工事、物品・役務などに分類されています。）

4 優遇措置の実施時期

工事の登録企業については、平成17年度から実施

**参考：**「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障害者雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用の場を確保するため、常用雇用者の数に対する一定割合（障害者雇用率）の数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用する義務を事業主に課す制度です。

一般の民間企業の障害者法定雇用率は1.8%（常用労働者数56人以上規模の企業）。

なお、重度身体障がい者または重度知的障がい者については、それぞれ1人の雇用をもって、2人の身体障がい者または知的障がい者を雇用しているものとみなされます。

また、雇用義務数を算出する際に、障がい者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種の事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減するものです。

問い合わせ先

財政局 管財部 契約管理課

211-2152